

債務名義（又は公正証書等）を有する場合における住宅建設瑕疵担保保証金の
還付を受ける額についての技術的確認書

住所

氏名又は名称 殿

（法人にあっては、代表者の氏名）

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「法」という。）第6
条第3項の規定に基づく住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関
する規則第2条第9項の規定により、

〔法第6条第2項第1号の債務名義〕

〔法第6条第2項第2号の公正証書〕又は

〔法第6条第1項の報酬返還請求権等の存在及び内容について供託建設業者と合
意した旨が記載された公証人の認証を受けた私署証書〕

において記載された報酬返還請求権等のうち、法第6条第1項の報酬返還請求権等
として新築住宅の発注者が住宅建設瑕疵担保保証金の還付を受けることができる額
について、下記のとおり確認した。

年 月 日

国土交通大臣

印

記

- 1 法第6条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地
- 2 法第6条第1項の供託建設業者の名称
- 3 住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしている供託所の表示及び供託番号
- 4 法第6条第1項の報酬返還請求権等の額

注 「公正証書等」とは、法第6条第2項第2号に規定する公正証書又は特定住
宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第7条に規定する私署証
書をいう。